

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 28 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

1 監査の実施期間

令和 3 年 8 月 31 日(火)から令和 3 年 10 月 28 日(木)まで

2 監査の対象部課等

福祉部（子育て支援課、子育て支援政策課、高齢介護課、社会・障がい者福祉課、生活支援課）

3 監査の対象及び範囲

福祉部（子育て支援課、子育て支援政策課、高齢介護課、社会・障がい者福祉課、生活支援課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 3 年 6 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われ

ているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 13 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

(子育て支援課)

1 備品管理について (局長指摘事項)

平成 29 年度定期監査において、保育所等施設の備品管理に不備があり、措置状況及び平成 31 年 3 月、令和 2 年 2 月の追跡調査で「備品台帳の整理を行った」との回答を受けていた。

今回、備品について抽出し確認を行ったところ、保育所の備品管理は適切に行われていたが、子育て支援課内の備品について、台帳に記載されているにもかかわらず、所在不明の備品が複数あった。

早急に台帳と備品の照合作業を行い、今後は適切な備品管理を行うこと。

2 決裁について (局長指摘事項)

飯塚市事務決裁規程別表第 1 によれば、「(22) 1 件 50 万円超の委託契約に係る業務完成確認通知に関すること。(所管に属する令第 167 条の 2 第 1 項各号の規定に基づき締結する随意契約であって、所属課において契約を締結したものに限る。)」は、部長専決事項と規定されている。

しかしながら、各こども園草刈委託について、決裁権限のない課長が決裁を行っていた。

また、「(20)1 件 500 万円以上の収入の調定に関すること。」は、部長専決事項であるが、500 万円未満の調定について、部長が決裁を行っているものが散見された。

今後は適切な事務処理を行うこと。

(子育て支援政策課)

1 文書管理について (局長指摘事項)

飯塚市文書管理規定第 5 条によれば、「文書管理事務の処理は、原則として、文書管理システムによっておこなうものとする。」「2 文書管理事務の処理は、確実かつ迅速に行わなければならない。」とされ、第 12 条においては、「文書管理システムによる収受文書は登録又は発意起案の登録に際して自動付番される文書整理番号を付さなければならない。」旨の規定がされている。

しかしながら、穂波子育て支援センター看板作製業務委託について、文書管理システムによる事務処理が行われておらず、業務完了(完成)届と委託業務完成(完了)検査報告書において、文書整理番号が付番されていなかった。

今後は、文書管理規程を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

(高齢介護課)

1 飯塚市シルバー人材センター運営費等補助金について (局長指摘事項)

飯塚市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱別表によれば、事業費の光熱水料は、補助対象経費には含まれていない。

令和2年度における実績報告書を確認したところ、事業費の光熱水料を補助対象経費に含め、補助金を交付していた。

申請内容について確認したところ、対象外経費を控除した後の実績金額は、補助金額を上回っていたことから、過大に交付したことはなっておらず交付金額に誤りはなかったが、今後、補助金の交付決定にあたっては、審査を徹底すること。

2 高齢者世話付住宅生活援助員派遣決定通知書について (局長指摘事項)

行政不服審査法第18条によれば「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月(当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

高齢者世話付住宅生活援助員派遣決定通知書において、決定に対する不服申立てをすることができる期間を「3か月以内」とすべきところ、「60日以内」とし申請者へ通知していた。

直ちに記載内容を訂正すること。

3 介護予防教室の実施について (局長指摘事項)

高齢者筋力アップ教室、ボールエクササイズ教室、転倒予防教室、ケア・トランポリン教室等の運動を伴う介護予防教室の実施においては、安全管理マニュアル等を作成し、実施前後に健康チェックを行うなど参加者に対し安全管理を徹底しているが、高齢者の場合は、特に万全の管理をしていたとしても突発的な事故が発生する可能性が考えられる。

現在、傷害及び事故に備えた傷害保険に加入している教室は、県の補助事業で傷害保険料の予算が確保できたケア・トランポリン教室のみであることから、今後、他の教室についても早急に対策を講じること。

4 飯塚市事務決裁規程及び飯塚市福祉事務所長事務委任規則の整備について(局長指摘事項)

介護保険法第 115 条の 45 に基づく、飯塚市地域支援事業実施要綱においては、市長による権限により実施されているもの、福祉事務所長の権限により実施されているものが混在し、また、市長の権限によるサービスの決定に関する事務が、事務決裁規程に明記されていない状況がある。

市長の権限による決裁行為は、事務決裁規程第 4 条第 2 項によれば「別表第 1 及び別表第 3 に明示されていない事項であっても専決者において、事務の内容がそれぞれの専決事項とされているものと重要度が同程度とみなされるものは、この訓令に準じて処理することができる。」と規定されているため、類似性があり重要度が同程度とされる事務、継続性のない事務及び臨時的に発生する事務については、この規定を適用し決裁を行うことはやむを得ないと思料するが、法令に基づくサービスの決定など、継続性のある常習的な事務については、権限と責任を明確に規定することが重要である。

現在の事務を洗い出し権限を整理するとともに、事務決裁規程及び委任規則に反映させることにより事務の効率化及び責任の明確化を図ること。

なお今後、事務決裁規程と実務の整合性について、定期的に見直しを行われたい。

(社会・障がい者福祉課)

1 団体に対する補助金の支給について (局長指摘事項)

(1) 飯塚市遺族連合会補助金について

飯塚市遺族連合会補助金交付要綱第 3 条によれば「補助対象経費は、対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、賃借料、委託料とする。」と規定している。

令和 2 年度における補助金実績報告書を確認したところ、補助対象外である経費が含まれていた。実績報告書を確認したところ、対象外経費を控除した後の実績金額が、補助金額を上回っていたことから、過大に交付したことはなっておらず、交付金額に誤りは認められなかったが、今後、補助金の交付決定にあたっては、審査を徹底すること。

また、補助金の執行の流れについては、平成 30 年 4 月 9 日付、30 飯行財政第 23 号「19 節のうち「補助及び交付金等」の執行方法について」にて、財政課が通知しており、変更がある場合は、①申請書受領、②交付決定伺い、③執行伺書・

交付決定通知、④支出負担行為書の変更手続きが必要であることが記載されている。

令和2年度においては、当初の事業計画から内容を変更したことについて了承を求めた申立書を実績報告書に添付したことにより、補助内容の変更を認めていたが、今後、事業計画の変更があった場合は、速やかに変更申請の手続きを行うよう指導すること。

なお、補助対象事業に変更が生じた際の事務取扱いについては、飯塚市遺族連合会補助金交付要綱に規定されていないことから、今後、要綱の整備を行うこと。

(2) 障がい当事者団体等活動補助金について

障がい当事者団体等活動補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条によれば「補助対象経費は対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料に限る。）、使用料及び賃借料並びに負担金とする。」と規定されている。

一部の団体から提出された令和2年度の実績報告書における決算書において、事業名のみ記載で補助の対象に含めた経費があり、要綱で定めた補助対象経費として認められるものか、判断できないものがあった。

補助金に係る審査においては、要綱との整合性に留意し、必要があれば、補助事業者に訂正や補足資料を求めるなど、適切な事務処理を行うよう是正すること。

また、県及び育成会に係る会費を補助の対象経費として含めている団体が見受けられるが、上部団体の会費に類する経費は補助の対象外とすることが望ましいと思料する。

補助対象とする負担金の性質について、今後、整理されたい。

2 飯塚市障がい者住宅改造助成事業実施要綱について（局長指摘事項）

行政不服審査法第18条によれば「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

飯塚市障がい者住宅改造助成事業実施要綱における「様式第4号（第7条関係）決定却下通知書」において、不服申立てをすることができる期間を「3か月以内」とすべきところ「60日以内」と記載していた。

直ちに、要綱を改正すること。

3 飯塚市事務決裁規程及び飯塚市福祉事務所長事務委任規則の整備について(局長指摘事項)

社会・障がい者福祉課における業務について、実際に行っている事務と、飯塚市事務決裁規程及び飯塚市福祉事務所長に対する事務委任規則との整合性がとれていない状況が確認された。

事例として、障がい者支援サービスの支給決定、災害援護貸付など常習的、継続的に行われる事務が、事務決裁規程に明記されておらず決裁行為が前例を踏襲したものとなっている、児童福祉法に基づくサービス等の支給決定について、同じ法律に基づくものでありながら、市長の権限によるもの、権限を飯塚市福祉事務所長に委任しているものがあり決定行為により規定を分けている等の状況が挙げられる。

市長の権限により行う決裁行為は、事務決裁規程第4条第2項によれば「別表第1及び別表第3に明示されていない事項であっても専決者において、事務の内容がそれぞれの専決事項とされているものと重要度が同程度とみなされるものは、この訓令に準じて処理することができる。」と規定されているため、類似性があり重要度が同程度とされる事務、継続性のない事務及び臨時的に発生する事務については、この規定を適用し決裁を行うことはやむを得ないと思料するが、法令に基づくサービスの決定など、継続性のある常習的な事務については、権限と責任を明確に規定することが重要である。

現在の事務を洗い出し権限を整理するとともに、事務決裁規程及び委任規則に反映させることにより事務の効率化及び責任の明確化を図ること。

なお今後、事務決裁規程と実務の整合性について、定期的に見直しを行われたい。

4 飯塚市意思疎通支援者派遣事業について(局長指摘事項)

飯塚市意思疎通支援者派遣事業については、事業を適切な派遣事業を行うと認められる法人等に委託することができるため、社会・障がい者福祉課においては、全ての事業を特定非営利活動法人に委託し「飯塚市意思疎通支援者派遣事業に関する協定書」を締結し、その費用は11節手数料から支出している。

業務内容を確認したところ、その内容は支援者への通訳者等の派遣業務に加え、利用者等に対する事業説明会の実施、年2回の支援者研修会の実施、運営委員会への出席、福岡県手話通訳者派遣事業との調整等、役務の提供のみにとどまらない内容となっていることから、12節委託料での支出が適切である。

今後、適切な事務処理を行うこと。

(生活支援課)

1 生活保護レセプト点検業務委託について（局長指摘事項）

レセプト点検業務については、個人の診療報酬明細書の点検を行うことから、仕様書中に「受注者は、守秘義務に関する誓約書を提出するものとする。」としており、受注者より誓約書とレセプト点検事務委託従事者名簿が提出されていたが、6月レセプト点検出勤簿を確認したところ、従事者名簿に記載のない者が従事していた。

また、生活支援課担当者に確認をしたところ、従事者名簿に記載のない者が出勤していたことを把握していなかった。

今後は受注者に対して、従事者名簿に記載のないものが出勤する場合においては、発注者への報告を行わせるとともに、従事者に対して個人情報保護の必要事項の周知について確認を行うこと。

2 飯塚市就労意欲喚起等支援事業について（局長指摘事項）

仕様書において、「受注者は飯塚市との協議終了後、速やかに業務の実施計画書を作成し、飯塚市に提出しなければならない。」とされているが、実施計画書の代わりに被保護者就労準備支援シート【計画書】が提出されていた。

業務委託完成（完了）検査報告書の検査事項には、「別紙契約書のとおり業務の完成（完了）を認める。」とされており、また、受注者からの請求書においても「実施内容 別紙実施計画書及び月報のとおり」とされていることから、実施計画書の提出を指導すること。